**動物による危害防止対策強化月間**

　１１月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

●人が犬にかまれる事故が、令和５年度は県内で２２３件発生しました。

　・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をうけさせることが必要です。

・犬を飼う場合には、事故を起こさないようなしつけ、飼い方をすることが重要です。

また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。

・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。

●狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ１００％死亡する恐ろしい病気です。

家族や愛犬を守るため年１回の狂犬病予防接種を行いましょう。

犬の登録と年１回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

●ワニや一部のサル・ヘビなどの危害を加えるおそれのある危険な動物（特定動物）は、法律により原則飼うことが禁止されています。

●猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。また、地域猫活動等で屋外にいる飼い主のいない猫の世話をする場合には、特に過度のふれあいは避け、かまれたりひっかかれたりしないように注意しましょう。

千葉県動物愛護センター及び同東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方及び動物由来感染症等に関する講演をおこなっています。

動物を飼う前に考えてほしいこと、動物と暮らすときに気をつけてほしいことなどについて、１５のテーマ別に動画を制作しましたので、ぜひご覧ください。

千葉県動物愛護センター公式YouTube

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLko8PH5Iw4ApfWmb6P_b0KUf591UTuVjY>

問合せ先

 　 長生保健所（長生健康福祉センター）　℡　０４７５－２２－５１６６

　　　千葉県動物愛護センター　　　　　　　℡　０４７６－９３－５７１１

　　　　　　同　 　　　　　東葛飾支所　　 ℡　０４－７１９１－００５０

　　　公益財団法人千葉県動物保護管理協会 ℡　０４３－２１４－７８１４